

(研究ノート)

金印の真偽に関する考察

清野愛

キーワード

金印 蛇鉢 薬研彫り 箱彫り 第三の刻法

はじめに

金印「漢委奴国王」は、天明四年（1784）に、農民の手によって志賀島の土中から発見された。以下、金印「漢委奴国王」を金印と表記する。金印は発見された当初から現在に至るまで、その真偽について様々な議論がなされている。現在金印は、国宝に指定されているが、未だにその真偽が問われ続けている。真印説、偽造説は、両者共に不確定要素を孕んでおり、議論は拮抗した状態を脱していなない。

そこで今回、その金印の真偽について、金印の鉢と印面の刻法に着目し、考察する。

1. 金印について

では金印とは、どのようなものなのだろうか。まず、中国の後漢の事跡を記した『後漢書』卷百十五・東夷伝の中に次のような記載がある。^(注1)

建武中元二年倭奴國奉貢朝賀使人自稱大夫倭國之極南界也光武賜以印綬

建武中元二年、倭の奴国、奉貢朝賀す。使人自ら大夫と称す。倭国之極南界なり。光武、賜うに印綬を以てす

この記事の内容を簡潔に説明すると、倭から後漢の光武帝のもとに使者を送り、その折に、光武帝から金印を受けられたというのである。倭とは現在の日本を指している。当時、日本には文字が存在せず、中国側の文献には日本のことが「倭」と表されていた。建武二年とは、西暦五十七年である。

金印の概略は、天明四年（1784）二月二十三日に、志賀島の農民甚兵衛によって掘り出された。そして金印は亀井南冥が鑑定し、彼は『後漢書』にある光武帝が印綬を与えたという記事から、金印は後漢の光武帝によってもたらされた印であると判断した。

その印は黄金に輝き、傷らしい傷は見あたらず、ほぼ無傷に近い状態である。そして印のつまみの部分である鉢は、蛇局を巻いた蛇の姿になっている。こちらも特に損傷はなく、状態は非常に良い。またそれは、印面にも言えることである。印面には、

漢 委 奴 國 王
という五文字が刻されている。

2. 漢代の印章制度と金印

金印が本物であるならば当然、漢代に作られたということになる。では漢代における印章制度は、どのようなものであったのだろうか。

そもそも印章の用途は役人の任命や信用を示す際に用いられた他、文書などを封じる、すなわち封印としての役割があった。紙がまだ発明されていない時代には、木簡や竹簡が使用されていた。その形状は、厚さが一ミリ程度で横幅が約一センチメートルの細長い木や竹を横に連ねていく、いわゆる「まきす」のような形態のものである。それを保存する際に丸めて紐でくくり、その結び目に封泥と呼ばれる泥をあてがい、泥の上から印章を捺して封じることを封印と呼んだ。^(注2) その後印章は、持ち主の地位を表すという新たな機能を持つことになる。

殷(商)・周・春秋戦国・秦・漢と各王朝が続いたが、印章が出現したのは一体いつなのだろうか。『戦国策』によれば、璽印は官吏の任免の証拠とされ、また木簡や竹簡などの封印を行ったという記述があることから、印章が戦国時代には存在していたことが確認できる。しかし、それ以前のものとされる印章も存在する。それは、殷代のものとされる「殷璽」と呼ばれる印章である。これは、小さなつまみが付いた方形の銅印である。印面には、氏族を示す紋様がある。もしこれが本物であるならば、中国最古の印章になるのだが、「殷璽」については不透明な点がある。それは、発掘の際の状況や詳しい場所、どの時代の層で発見されたのか、一切不明なのである。発見場所については、河南省安陽県小屯にある殷代後期の遺跡から出土したとあるが、実際には北京市内の骨董屋で購入したものである。以上のような理由から、「殷璽」は、殷代のものと考えられているが、中国最古の印章であるとは断定されていない。故に、科学的発掘に基づいて、中国最古の印章と断定できるのは戦国時代のものであるとしている。^(注3)

ここで印章制度に話を戻すが、印章は戦国時代から存在したのだが、実際に印章制度が確立されたのは、秦から漢代にかけてのことである。諸国を統一し郡県制をしき、中央集権国家を作り上げた秦の始皇帝が、諸制を一新し、度量衡などの統一を行ったのは有名な話である。そして、その中には印章制度も含まれていた。秦の印章制度はおおよそ次のようになる。まず、印面に刻する文字、某の「璽」の表記は皇帝・皇后に限られ、臣下の印章に関しては、某の「印」または某の「章」とすることが定められた。また印章の材質においても、皇帝・皇后の印章にのみ「玉」(ギョク)を使用し、臣下の印章はそれ以外の、銅などを用いるように定めた。「玉」とは硬玉と軟玉の併称であり、皇帝の璽は装飾品などに用いられる軟玉を使用していた。そして硬玉と呼ばれる翡翠は明朝以後、中国で使用されている。一方で漢代の印章制度を見てみると、秦代の制度を基本として一部は多少弛められ一部では、より綿密になっている。

表1 秦代の印章制度 秦の始皇帝がつくる。

	印の材質	用語	
皇帝・皇后	玉(ギョク)	璽(ジ)	太守・御史・將軍は章または印章、それ以外の官印は印。
臣下	玉以外の材質	印・章	

表2 漢代の印章制度

秦制をうけ、規定は一層厳重なものになったが、内臣になった諸王の印章も、璽と呼ばれるようになり、緩和された一面もある。

	材質	用語	鈕	印綬	大きさ	封泥	通官印
皇帝・皇后	白玉	璽	螭虎			紫	
王侯	金	璽	亀・駱駝等	藍綬	2.3cm四方	青	
丞相・將軍	金	印・章	亀等	紫綬	2.3cm四方	青	
a	銀	印・章	亀等	青綬	2.3cm四方	青	
b	銅	印・章	鼻鈕等	黒綬	半通印	青	

a：俸禄二千石以上の臣下 b：俸禄二千石以下二百石までの下級官吏

通官印：正規の大きさの印。

半通印：正規の半分の大きさの印。縦幅は変わらず、横幅が半分の縦長の長方形。

※大きさについては、多少の差異が認められる。

3. 金印の考察

3-1. 金印の鈕

金印の鈕は、蛇鈕であるということに関しては、すでに述べたとおりである。ここでは、鈕に関して考察を深めたい。

はじめに、金印と「滇王之印」のそれぞれの蛇鈕を比べてみる。同じ蛇鈕であるにも関わらず、その形状には相違点がある。金印の方は、よく見なければ蛇と認識できにくいくらいに抽象的な、一見金塊のような印象を与える形である。一方で「滇王之印」はというと、一目で蛇だと分かる程、蛇の形状やその体のうねりを忠実に再現していると言える。このように、同じ蛇鈕でもこうした形状の相違が見られる。もちろんこの二つの印の他にも、蛇鈕の印は存在する。そこには、前者のような写実性が薄い蛇鈕を持つ印、後者のように写実性に富んだ蛇鈕の両方が存在する。前者のような特徴を持つ印として、後漢の銅印「蛮夷里長」や晋代の銅印「晋蛮夷率善仟長」がある。後者のような特徴を持つ印として、前漢の銅印「彭城丞印」がある。これらの存在により、それぞれの鈕の形状が金印と「滇王之印」に限ったものではないことが分かる。

それではなぜ、このような相違が見られるのだろうか。そこで注目したいのが、それぞれの印が造られた時代である。金印が『後漢書』の記述通りだとすれば、当然後漢時代のものということになる。そして「滇王之印」は、石寨山古墳第六号墳で現地製の銅劍や前漢鏡と共に発見された。故に前漢時代のものと見て良いであろう。このことから、製造された年代によって蛇鈕の特徴に変化があるという可能性が指摘できる。つまり、「滇王之印」のような蛇鈕が、主に前漢以前の形態で、金印のような蛇鈕はそれ以降の時代の形態である可能性が出てくる。それは「蛮夷里長」や「彭城丞印」の例を含めても、同様である。このように、製造年代と鈕の形状の違いがそれぞれ一致するのである。総じて考えると、蛇鈕の形状の違いは、製造年代の違いによって生じたという一つの見方が可能となる。

しかし、それ以外にもいくつかの可能性がある。例えば、三浦佑之氏の論の中で指摘されているように、鈕の形が「繩」状と「ダンゴ」状の蛇鈕との二通りの造り方が存在し、互いに交流を持たないとみなしたことである。^(注4) 官印造りの職人は複数存在していたであろうから、製造法が異なる一派が存在したとしても不思議ではない。だがあくまで三浦氏は、

金印と「滇王之印」とは、厳密な比較検討したうえで、近似性を論じるべきとしている。真偽はともかく、同じ蛇鉢に違いが見られることに関しては、前記のような解釈も可能である。鉢の形状に関しては、蛇鉢といつてもその形状は複数確認されており、一概に定義することは困難である。故に金印の蛇鉢が、他の印の蛇鉢と比較して潰れていることを「贋作」疑惑の要因の一つであるとする三浦氏の見解は、些か早計ではないかと考える。

鉢についてさらに考察を加えれば、金印と「廣陵王璽」のそれぞれの魚子・魚々子（ナナコ）紋に着目したい。以下、魚子紋に統一して表記する。この二つの印は、蛇鉢と亀鉢と鉢の形は異なるものの、印の形状など類似点が多い。魚子紋もその一つである。魚子紋とは、彫金技法の一つで、金属面に粟粒を並べたように細粒を凸起させたものである。一見、それが魚の卵のように見えることから、魚子紋と呼ばれている。金印と「廣陵王璽」のそれぞれの鉢には、この魚子紋が確認される。故に金印と「廣陵王璽」は、魚子紋を含めて形状などの類似点が多いことから、両者が非常に近しいものであるとの解釈も可能である。また鉢に絞って考察しても、上記のような中国の印との共通点が確認できることから、後漢時代から隔った時代に偽造されたとは考えにくい。

3-2. 「薬研彫り」か「箱彫り」か

それでは金印の刻法は、どのようなものなのだろうか。これについては、『書品』第二十八号（1952年5月）の中でも論じられている。私自身、金印を見た経験はあるものの、その印面を間近で見たことがない。そのため、印面の写真等をもとに考察したが、やはり実際に見た経験がないことから、些か説得力不足であると考える。故にここでは、『書品』第二寿八号の中に掲載されている、西川寧氏、太田孝太郎氏らの論をもとに展開してゆきたい。^(注5)

現在のところ、金印の刻法が何彫りと言えるのか、その決定的な結論は出ていない。だが、おおむね「箱彫り」か「薬研彫り」のどちらかで議論されている。「箱彫り」とは、印面に垂直に刀を入れ、両側を切立にして口と底と同じ広さに彫り、文字の部分を箱のように彫る技法である。それに対し「薬研彫り」は、印面に対して斜めに刀を入れる。そうすると口のほうは広く、底のほうは狭くなり、ちょうどV字のようになる。尚、「薬研彫り」という名称は、薬種を細粉にする器具、「薬研」に由来する。『書品』第二十八号の中に、金印の印面の拡大図がある。これを見ると、「薬研彫り」のように両壁が斜めの部分もあり、底のほうはさらってあり「箱彫り」のようになっている。故にこの時点では、金印の刻法を「箱彫り」や「薬研彫り」のどちらか一方であるとは断定できない。さらに、「箱彫り」と「薬研彫り」の特徴が同居した刻法という可能性もある。金印が「箱彫り」か「薬研彫り」か、またはそれ以外の刻法なのか、多くの研究者が各々見解を述べている。つまり見る者によって、異なった意見なのである。例えば、『書品』二十八号に掲載された、西川氏と太田氏の論を見てみよう。まず西川氏は、金印の刻法について以下のように述べている。^(注6)

- 4 薬研彫りといへば底がV字状、箱彫りといふのは両壁がほとんど直角になつてゐるもの。この印はこの圖でもわかるやうに、両壁が或所はやや斜、ある所は直角に近くたてあり、底は丹念にさらつてある。これはむしろ箱ぼりといつていいものだ。

西川氏の論調は、「箱彫り」であることを主張するものである。刻法を見ると確かに完全なV字状とは言えないでの、「薬研彫り」ではなく「箱彫り」と判断するだけの根拠はあると言える。一方で、太田氏は次のように述べている。^(注7)

薬研彫りであるために偽品であるとの説は、漢印を知らぬ人の見解である。－中略－

細い線の印はたやすいのであるが、委奴国王印位の太さのものなれば、薬研彫りにするのはやりよいのである。

太田氏の論からは、金印を「薬研彫り」であると判断していることが分かる。では、完全なV字状ではないにも関わらず、「薬研彫り」と判断する根拠は、一体どこにあるのだろうか。

まず第一に考えられることは、太田氏の論が漢魏における官印のほとんどが「薬研彫り」であるという前提の上に成っているためである。加えておくが、この前提は太田氏によるものである。

先にも述べた通り、筆者は漢印の印面を直に見た経験がない。だが、漢印は鋳造印（銅印）なので、単純に金印と比較するのはどうであろうか。また漢代の封泥を見ると、漢印のほとんどは「箱彫り」に近いと判断する。しかし、印章と異なり封泥は風化するため、V字だったものが長い年月を経て丸くなってしまった可能性は捨てきれない。同じ印の印面であるにも関わらず、西川氏と太田氏の見解はきれいに分かれている。このように、二つに意見が分かれた背景には、両者が刻された文字の口と底のどちらに注目したかということが挙げられるだろう。口または字口に重きをおけば、太田氏のように「薬研彫り」という結論に至るのであろう。何故なら、金印の刻法を見ると確かに、斜めに刀が入っている部分があり、「薬研彫り」のV字の特徴が含まれているためである。反対に、西川氏のように底に焦点を当てれば、底がさらってあるので完全なV字ではなく、むしろU字のような形状になる。すると、西川氏のように「箱彫り」という結果に辿り着くのである。

3－3. 第三の刻法という可能性

総じて考察すると、金印の刻法を「箱彫り」と「薬研彫り」のどちらか一方に当てはめるのは困難であると言える。そして、その名称自体が後世の人間による定義づけであることから、それを漢印に当てはめることが困難を極めるのは至極当然であろう。故に金印の刻法を言い表すとすれば、「箱彫り」と「薬研彫り」の特徴を併せ持つ、いわば「第三の刻法」と言えるのではないだろうか。しかし、他の金印が「薬研彫り」であるということに対しては、金印は完全なV字ではないことから、一見不利になってしまう。だが先にも述べた通り、これはあくまで太田氏の自説であるし、太田氏が「薬研彫り」と判断した漢印が完全なV字状の「薬研彫り」であったとは言い切れないのではないか。金印のように、若干底をさらってあった可能性も指摘できる。その根拠は、当時の印章の役割に封印としての役割があったからである。そのように考えると、V字型だと印を捺した際に欠けやすいが、底がさらってありU字型に近い形状ならば文字が欠けにくく、封印に適していたはずである。故に、金印が完全な「薬研彫り」ではないことで、他の漢印の特徴から逸脱しているという懸念を払拭できるであろう。

4. 江戸期における金印偽造の可能性

三浦佑之氏は前掲の著書の中で亀井南冥や米屋才蔵といった、江戸期に金印に関わった人物の相関関係を丁寧に調べ上げている。そこから三浦氏は、金印が亀井南冥らにより江戸期に偽造されたものではないかという視点から、金印の偽造について論じている。しかし金印が真印であるという視点から三浦氏の論を見ると、江戸期において亀井南冥らが金印を偽造したのではなく、むしろ亀井南冥らが金印発見の経緯を改竄した可能性が指摘できるのではないかだろうか。つまり、もともと別の場所にあった金印を亀井南冥らが持ち出し、金印が志賀島で発見されたように見せかけたというものである。

その背景には、藩校である甘棠館の設立が指摘される。亀井南冥が主宰する甘棠館が二月一日に開校し、それから間もなく二月二十三日に金印が発見されたのである。このタイミングでの金印発見は、亀井南冥及び甘棠館にとって非常に都合が良かった。その理由としては、およそ以下のようなことが言えるであろう。

福岡藩には、異例とも言える二つの藩校が東西に存在した。それが、東学問所の修猷館と西学問所である甘棠館だったのである。この二つの藩校は、学風の違いなども相成り、徐々に対立するようになる。しかし、修猷館の方が世襲により福岡藩の学を支えてきたこともあり、藩から修猷館への優遇は厚かった。

そのような事情から、亀井南冥が自身や甘棠館の存在をアピールするために、故意に金印発見を演出した可能性は十分に考えられる。さらに亀井南冥は、金印発見直後に金印の鑑定及び鑑定書を作成しているのである。漢籍に造詣が深いことが幸いし、南冥の対応は迅速であった。このように、南冥には金印発見を利用するだけの動機があったと考えられる。

亀井南冥を中心とした金印発見経緯の改竄については以上である。それでは、南冥らが金印を持ち出したと仮定した場合、金印はどこにあったのかという疑問が生じる。私は、金印がほとんど無傷であることから、何らかの形で安置されていたのではないかと推察する。村山義男氏は金印が糸島の神社に神体、または神宝として祀られていたのではないかと述べている。^(注8) つまり金印が神社などに祀られていたという説を村山氏は述べているが、私もそうした可能性は十分にあると考える。しかし金印の状態から、金印が土に埋もれていた可能性は低く、実際は神社などに安置または祀られていたという可能性を示唆しておきたい。

5. まとめ

これまで金印に関する鉢式と刻法などの考察を試み、私は金印が偽造されたものではなく、真印であるという結論に至った。その根拠については、ここまで述べてきた通りである。では、金印が偽造されたものではないとすると、一体いつ、どこで、誰によって造られたのだろうか。後漢の時代に光武帝から賜った印である、と断定はできないものの、やはり漢代に近い年代に造られた真印である可能性が高いと考える。その一因として、『後漢書』の記述や金印の大きさが漢代の一寸と等しいことなどが挙げられる。加えて印面の文字とその配置、構成が非常に高いレベルであることも重要視しなければならない。

中国における印章の変遷を見ると印のレベル、つまり芸術的にも優れた印が造られたのは漢代であった。漢代を、印の最盛期と言っても過言ではない。漢代以降は簡牘から紙へと需要が移り変わっていくこともあり、封印に使用する印の数や技術などは漢代が最盛期と言える。故に、現在に至るまで篆刻家達は、専ら漢印に倣った印を刻しているのである。金印が発見された江戸時代に、こうした漢印のレベルに到達した篆刻家は見あたらない。よって金印は、その技術の高さから見ても、漢以降の時代に造りえたとは考えにくい。むしろ、技術的に金印を造ることは不可能であったという結論に達した。

しかしながら、まだまだ不明な部分も多く、確定できることが限りなく少ないということも事実である。例えるならば、漢代の印や封泥などは発掘されているが、印を鋳造したり刻するための道具の類は一切見つかっておらず、実際には印を彫った道具すら分からないのである。逆に言えば、今後の発掘によって様々な進展が見られる分野であろう。そうした新たな発見により、これまでの見解が大きく翻る可能性は十分に考えられる。今後の新たな発見や、新たな論に期待したい。

注

- (注1) 石原道博編訳 『魏志倭人伝 他三編』 岩波書店 1951
- (注2) 封泥の形態は、尺牘・物品・武器等の保管状況により異なる。
- (注3) 羅福頤 北川博邦訳 『古璽印概論』 雄山閣出版 1983
- (注4) 三浦佑之 『金印偽造事件「漢委奴国王」のまぼろし』 幻冬舎 2006
- (注5) 書道総合誌 『書品』第二十八号 1952
- (注6) 西川寧 「金印の刻法」『書品』二十八号 1952
- (注7) 太田孝太郎 「『漢委奴国王』印文考」『書品』二十八号 1952
- (注8) 村山義男 『邪馬台国と金印』 新人物往来社 1974

参考文献

- 石原道博編訳 『魏志倭人伝 他三編』 岩波書店 1951
- 太田孝太郎 「『漢委奴国王』印文考」『書品』二十八号 1952
- 大谷光男編著 『金印研究論文集成』 新人物往来社 1994
- 岡田英弘 『倭国』 中央公論社 1977
- 佐原真 『魏志倭人伝の考古学』 岩波書店 2003
- 藤間生大 『埋もれた金印』 岩波書店 1970
- 常石茂訳 『戦国策3』 平凡社 1987
- 西川寧 「金印の刻法」『書品』二十八号 1952
- 三浦佑之 『金印偽造事件「漢委奴国王」のまぼろし』 幻冬舎 2006
- 村山義男 『邪馬台国と金印』 新人物往来社 1974
- 森浩一 『日本の古代』1 中央公論社 1995
- 横田実 『中国印譜解題』 二玄社 1976
- 羅福頤 北川博邦訳 『古璽印概論』 雄山閣出版 1983
- 書道総合誌 『書品』第二十八号 1952

(受理 平成22年9月27日)